

武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市健康福祉総合計画推進会議・地域共生社会推進会議設置要綱（平成27年11月12日施行・令和2年4月1日改定）の規定に基づき設置した健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 推進会議の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする推進会議の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴席の区分)

第3条 推進会議の会議の傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定数)

第4条 推進会議の会議の傍聴人の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 一般席 15人以内
- (2) 車椅子使用者席 5人以内
- (3) 報道関係者席 3人以内

(傍聴の手続)

第5条 推進会議の会議を傍聴しようとする者は、推進会議開催の前日までに、住所、氏名及び連絡先電話番号を明らかにしたうえで、健康福祉部地域支援課に申し込むものとする。

2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を限度として申込順とする

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則（平成19年8月武蔵野市規則第65号。以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる行為を行う者その他推進会議の座長（以下「座長」という。）が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 座長及び職員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、規則又はこの要領の規定に違反したときは、座長はこれを制止し、従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成27年11月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。